

議案第170号

川崎市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年11月28日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

川崎市職員退職手当支給条例（昭和23年川崎市条例第73号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「18日」の次に「（1月間の日数（川崎市の休日を定める条例（平成元年川崎市条例第16号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあっては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算について適用し、同日前の期間における当該勤続期間の計算については、なお従前の例による。

参考資料

制 定 要 旨

常勤職員以外の者を常勤職員とみなして退職手当を支給する要件を緩和するため、この条例を制定するものである。